

## 平成 30 年度第 2 回日本スポーツ少年団委員総会 議事録

日 時：平成31年3月2日(土) 13:00～14:37

場 所：TKPガーデンシティ渋谷 ホールA

出席者：＜本部長・副本部長＞ 4名

坂本本部長、井上副本部長、萩原副本部長

※委任：森島副本部長

＜常任委員＞ 9名

伊藤、望月、森下、富田、網代の各常任委員

※委任：原、米谷、宗像、工藤の各常任委員

＜委員＞ 47名

佐藤(北海道)、江渡(青森)、白根(岩手)、福原(秋田)、村上(宮城)、村田(山形)、星(福島)、高山(茨城)、高橋(栃木)、小林(群馬)、尾崎(埼玉)、本城(千葉)、田村(東京)、安倍(神奈川)、佐藤(山梨)、柴(長野)、高橋(新潟)、北東(富山)、川村(石川)、刀根(福井)、三井(愛知)、宮崎(三重)、安田(岐阜)、八田(滋賀)、松本(京都)、河野(大阪)、増岡(兵庫)、平山(奈良)、安川(和歌山)、椿(鳥取)、大森(島根)、河田(岡山)、岡(山口)、住谷(香川)、大西(徳島)、山崎(高知)、見城(福岡)、伊東(佐賀)、野田(長崎)、緒方(熊本)、牧(大分)、原田(宮崎)、武田(鹿児島)、喜納(沖縄)の各委員

※代理：久保田(愛媛)委員

※委任：海野(静岡)、本川(広島)の各委員

構成員の2分の1以上の出席【総数60名のうち出席60名(委任/代理出席含む)】により会議成立(「日本スポーツ少年団設置規程」第15条)

＜事務局＞菊地部長、奈良課長、他少年団課員5名

### ＜議案＞

#### (1) 常任委員(北信越ブロック)の辞任に伴う新委員の選出について《資料P.1～2》

「日本スポーツ少年団設置規程第12条2項」に基づき、日本スポーツ少年団常任委員を退任する北信越ブロック選出の北東俊夫氏(2019年3月31日付)に代わる新常任委員の選出について諮り、これを承認。

新たな常任委員とその任期は以下の通り。

選出ブロック	氏名	任期
北信越	川村 正美(石川県スポーツ少年団副本部長)	2019. 4. 1～2019. 6. 21

#### (2) 2019年度日本スポーツ少年団活動計画及び予算について《資料P.3～9》

2019年度の活動計画については、昨年6月開催の平成30年度第2回常任委員会及び第1回委員総会において承認を得るとともに、活動計画に基づく予算の編成については坂本本部長に一任されていた。その後、補助金要望に伴う変更、専門部会での協議結果等を踏まえ、日本スポーツ協会内で全体的な調整を行った2019年度活動計画及び予算について説明し、これを承認。

##### 【活動計画(平成30年度からの主な変更点)】

- ① 「1. 指導者養成・研修」の「1)スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会」は全国7会場、「2)スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター養成講習会」は全国1会場で実施する。

- ② 「1. 指導者養成・研修」の「5) 幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム普及促進」は、講師講習会受講修了者を対象としたブラッシュアップセミナーを実施する。
- ③ 「9. スポーツ活動サポートキャンペーン」は、認定員養成講習会での情報提供の実施数に応じて交付していた協賛社からの協力金が交付できなくなる予定であることから、事業として実施するか引き続き検討する。

④

#### 【予算】

##### <収入の部>

- ① 「1. 登録料」は、平成30年度の登録者実績を勘案し、3億3千4百61万1千9百円。
- ② 「2. 参加者等負担金」は、全体で平成30年度予算に対して6万8千円減の1億1百96万2千円。
- ③ 「3. 日本スポーツ協会負担金」は、支出額に合わせて計上し、平成30年度予算に対して3千7百10万2千6百78円増の1億8千21万6千5百56円。

##### <支出の部>

- ① 「1. 指導者養成・研修」は、「(1) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター養成講習会」を新規に計上すること及び「(5) ジュニアスポーツフォーラム」の会場変更による借損料の増額により、合計で1億1千9百30万1千4百92円。
- ② 「2. 指導者協議会」は、「全国スポーツ少年団指導者協議会」の宿泊費を計上し、3百7万6千4百円。
- ③ 「3. リーダー養成・研修」は、平成30年度とほぼ同額の1千59万6千8百10円。
- ④ 「4. 国内交流」は、平成30年度と同様の内容に、開催地が変わることに伴う旅費、宿泊費等の試算を行い計上し、合計で9千6百6万1千3百10円。
- ⑤ 「5. 国際交流」は、「(2) の日独青少年指導者セミナー」が「(3) の日独スポーツ少年団指導者交流」に代わり、日中青少年スポーツ交流が、団員、指導者とも受入の年にあたることから、合計で6千8百48万6千9百円。
- ⑥ 「6. 広報出版」は、ホームページの改修(検索機能の作成)の経費の計上などにより、合計で6千4百94万2千円。
- ⑦ 「7. 少年団顕彰」は、平成30年度と同額の1百24万6千円。
- ⑧ 「8. 研究調査」は、各種会議の開催経費と第10次育成6か年計画の遂行に必要な経費及び運動適性テストの改定に必要な経費等を計上し、合計で1千66万2千円。
- ⑨ 「9. スポーツ活動サポートキャンペーン」は、認定員養成講習会での熱中症予防プログラム提供の協力金の交付がなくなることから計上なし。
- ⑩ 「10. 組織整備強化」は登録者数の減に伴う比例配分額の減を踏まえ、1億2千2百75万7千9百円。
- ⑪ 「11. 登録認定関係」は、2020年度からの指導者規程等の改定に伴う登録システムの改修費を計上し、4千5百41万9千8百円。
- ⑫ 「12. 運営諸費」は、平成30年度とほぼ同額の7千4百23万9千8百44円。

以上、支出合計額は、平成30年度予算額に対し、3千14万6千5百78円増の6億1千6百79万4百56円で収支同額。

<主な意見>

- ・ 平 山 委 員 : 日独スポーツ少年団同時交流に関して以前も要望したことがあるが、日本団の派遣に係る予算を各ブロックへの助成に充ててもらいたい。現在の協定書では 125 名の派遣・受入となっているが、ここ数年の日本派遣団は 80 名前後にとどまっている。次回の協定書を見直す際には、日本派遣団の人数の実態に合わせた協定書の内容を検討するとともに、これまで派遣に充てていた予算を各ブロックへの助成金として検討してほしい。
- ・ 事 務 局 : ご意見として承る。

(3) 第 46 回日独スポーツ少年団同時交流（派遣）日本団について《資料 P. 10》

7 月 31 日～8 月 17 日の日程でドイツに派遣する日本団の団長団の人選および派遣候補者の「内定」については本部長に、派遣者の「決定」については本部長と団長に一任することについて諮り、これを承認。

(4) 2021 年度全国スポーツ少年大会及び競技別交流大会の開催地について《資料 P. 11》

2021 年度の開催地について諮り、これを承認。なお、第 59 回全国スポーツ少年大会は、関東ブロック内での開催県が未定であることから、2019 年度 6 月開催の委員総会において改めて審議・決定することとなった。

- ・ 第 59 回全国スポーツ少年大会 調整中（東地区・関東ブロック）
- ・ 第 43 回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会 沖縄県
- ・ 第 44 回全国スポーツ少年団剣道交流大会 高知県
- ・ 第 19 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会 島根県

<報告事項>

(1) 2020 年度全国スポーツ少年団剣道交流大会及びバレーボール交流大会の開催地について

《資料なし》

昨年 6 月の第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会開催の際に、坂本本部長及び富田活動開発部会長に一任となっていた標記交流大会の開催地について、剣道交流大会については「福島県」、バレーボール交流大会については「宮城県」での開催が正式決定したことを報告。

(2) スポーツ少年団登録者処分基準に基づく処分について《資料 P. 12》

スポーツ少年団登録者処分基準に基づき、各級スポーツ少年団が処分を決定した事案について以下のとおり報告。

なお、本件以外にも、本会に設置している「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」へもスポーツ少年団における事案について相談が断続的に寄せられていることから、今後も、スポーツ少年団の活動現場からの暴力行為等の根絶に向け、各種事業等において啓発活動に取り組むことを確認。

事案	処分内容
和歌山県のバレーボール指導者が、団員に暴言を繰り返した。	登録取消し及び再登録禁止（1 年 9 か月）
埼玉県のミニバスケットボール指導者が、団員に暴言を浴びせた。	活動停止（12 か月）
埼玉県の軟式野球指導者が、団員に不適切な行為を行った。	活動停止（12 か月）
神奈川県の子バレーボール指導者が、団員に暴力をふるった。	登録取消し及び再登録禁止（24 か月）

### (3) 日本スポーツ少年団の名称変更の検討について《資料なし》

本件については、平成 30 年 3 月に開催された第 3 回青少年スポーツ振興プロジェクトにおいて、スポーツ少年団の名称変更の検討が提起され、同日開催の平成 29 年度第 4 回常任委員会及び第 2 回委員総会において、スポーツ少年団の名称変更について、その有無も含めて検討していくことを報告し、了承された。

この度、平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議でのご意見をふまえ、本件を所管する部会において改めて検討したところ、変更を検討するための議論が不十分であり、慎重に議論を進めるべきとの意見が出された。そのため、あらためて青少年スポーツ振興プロジェクト及び所管部会において、名称変更の論点を整理し、検討に必要な情報を都道府県スポーツ少年団に示し取り進めることを報告。

### (4) 第 47 回日独スポーツ少年団同時交流（2020 年実施）の実施形態について《資料 P. 13～14》

同年に開催される東京 2020 大会の影響やドイツスポーツユースと共同で開催する日独スポーツ少年団ユースキャンプを考慮して実施する必要があることから、当該年度の実施形態の内容及びその決定に係る取り進めについて報告。

期間については記載のとおり、受入・派遣ともに母国発着 11 日間とし、受入の実施時期については 8 月 10 日から 19 日を基本とするが、ドイツスポーツユースの航空機手配状況により 1 日程度前後する可能性があることを説明。なお、派遣の実施時期については、7 月 23 日から 8 月 20 日の間でドイツスポーツユースと今後調整していく旨を併せて説明。

また、グループ数および人数については、日本側の意向に対するドイツ側の意向が現時点で示されていないことから、日本団の派遣時期及び実施規模について、3 月末日を期限としてドイツ側の回答を待ち、今後は以下の通り取り進めることを報告。

- ドイツからの回答が資料記載の範囲内であった場合  
坂本本部長及び活動開発部会長に実施形態の決定を一任。
- ドイツ側の回答が資料記載の範囲を超える場合  
4 月開催の 2019 年度第 1 回常任委員会にて新たな実施形態案を諮り、速やかに決定。

<主な意見>

- ・ 武 田 委 員： 本件については、2020 年に限った実施形態という理解で良いか。  
（鹿児島県）
- ・ 事 務 局： その通りである。

### (5) 今後のスポーツ少年団指導者の養成について《資料 P. 15～37》

今後のスポーツ少年団指導者に係る諸規程の改定、2020 年度からスポーツ少年団が新

たに養成する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」などの大枠及び 2020 年度の新たな諸規程の施行までのスケジュールについて報告。

今後は、5 月上旬から下旬に全国 9 ブロックで開催を予定している都道府県及び市区町村スポーツ少年団の役職員をはじめとしたスポーツ少年団関係者を対象とした説明会において改めて内容を説明し、2019 年度 6 月に開催する第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会において今後のスポーツ少年団指導者に係る各改定について付議・決定することを併せて報告。

<主な意見>

- ・ 八 田 委 員 : 指導者が学び続ける環境が必要ということは理解できるが、これまで約 3 千円で永年資格を取得できるということから、スポーツ少年団に登録していた指導者が多いことを考えると、4 年間で 1 万円の資格登録料は高いと感じる。

登録料の負担が増えることにより、登録指導者が減少し、更には単位団が減少することで、子どもたちがスポーツをする場がなくなってしまうのではないか。
- ・ 事 務 局 : 登録料の設定については、これまでも同様のご意見をいただく中で議論を重ねてきた。スポーツ少年団の指導者にはこれまで負担していなかった費用を負担していただくことになるが、スポーツ少年団の指導者も公認スポーツ指導者として養成する中で、日本スポーツ協会として公認スポーツ指導者を養成・管理し、4 年に一度の更新研修を受講していただくということを考えると、1 万円という金額は最低限必要となる。逆に登録料を減額することによって、指導者を養成できなくなり、組織の基盤が危うくなることもあり得るため、ご理解いただきたい。
- ・ 八 田 委 員 : 各競技団体が定める資格登録料も支払うことを考えると、スポーツ少年団を離れてクラブチームに登録することを選ぶ人が多くなるのではないか。また、登録上では複数の単位団が統合して規模の大きな単位団に登録し、そのうち 2 名だけに指導者資格を取得させて登録することも考えられ、実態として指導者登録をせずに指導を行う者が増えるのではないか。
- ・ 事 務 局 : 競技資格によって異なる部分はあるが、基本的に既に公認スポーツ指導者資格を保有する方は、スタートコーチ（スポーツ少年団）を取得することにより追加で登録料 1 万円を負担していただく必要はない。

また、一部の競技を除き、既に公認スポーツ指導者資格を保有する方が新たにスタートコーチ（スポーツ少年団）を取得する場合は、一部の科目を受講免除することで、より資格取得しやすくしている。現在、国民体育大会は公認スポーツ指導者資格を保有していないと監督登録ができないこととなっており、今後は競技団体が主催する大会等においても公認スポーツ指導者資格の保有が義務化される方向になると思われる。その観点から、スポーツ少年団及び競技団体

に登録している単位団が大会に出る際には、指導者の公認スポーツ指導者資格の保有が求められることになると思う。スポーツ少年団として、学び続ける指導者（公認スポーツ指導者）が必ずいる青少年スポーツ組織であるということを打ち出していきたい。

- ・久保田委員（愛媛県）：複数の公認スポーツ指導者の資格を持っていても、それぞれに1万円の登録料を支払うことはないということか。
- ・事務局：競技毎の資格登録料を別途支払う必要があることも考えられるが、基本的に複数の公認スポーツ指導者資格に対して基本登録料を2重にお支払いいただくことはない。
- ・八田委員（滋賀県）：スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講料を都道府県が独自で定めるのではなく、日本スポーツ少年団として受講料を統一して設定してほしい。
- ・事務局：ブロック会議でも同様のご意見をいただいているため、日本スポーツ協会が都道府県に委託している公認スポーツ指導者の養成に係る講習会の受講料の設定について、現在内部で確認している。一方、会場の大きさや受講人数によって都道府県が設定できるよう、受講料を統一しないでほしいとのご意見もあるため、受講料のおおよその目安を示すこととし、統一した受講料は設定しないこととしている。
- ・八田委員（滋賀県）：スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会のカリキュラムのグループワークについて、90分という時間設定は長いのではないかと。指導者の主体的な学びが重要であることは理解できるが、ジュニア期のスポーツ指導に関する講義に時間を割いてほしい。特に、運動適性テストが新しくなることから、その指導法についてきちんと学ぶ必要がある。
- ・事務局：カリキュラムについては、共通及び専門科目を計7時間の中で学ぶことは難しいというご意見もあるが、いかに時間的負担をかけずに受講していただくかを一つのポイントとして検討してきた。4年に1度更新研修を受講していただく上で、最新の指導法などを学ぶことや必要な知識を身につけていただく機会があると考えているため、あくまでも新たに資格を取得していただく方の時間的負担等を考慮しこのような内容になったことをご理解いただきたい。運動適性テストについては、担当ワーキンググループにおいても、どのように実施方法を周知していくのか検討する予定である。
- ・八田委員（滋賀県）：また、今回の指導者制度改定について5月に全国9ブロックで説明会を開催するということだが、市区町村の担当者や単位団の指導者など、すべてのスポーツ少年団関係者に対して分かりやすい説明をする必要がある。
- ・事務局：ご意見として承る。
- ・村上委員（宮城県）：ここ数年でスポーツ少年団における反倫理行為が目立っていることから指導者制度の改定は必要であると感じている。また、資格と

して付与することで登録料がかかることも理解しており、スポーツ少年団として指導者資格を持った方がいる環境であってほしいとも思う。

しかし、これまでのスポーツ少年団の 50 年の歴史の中で、ボランティアで活動している指導者が多く、資格を保有している指導者も高齢化している。このような現状を考えると、若い指導者が今後改定される登録更新制の指導者制度の中でどれだけ登録してくれるのか、このままでは登録指導者が減少してしまうのではないかと心配である。

資格登録料を都道府県が負担することには限界があるため、登録料の再検討をお願いしたい。また、登録料を徴収したうえでどのように各県や各指導者に還元するのか、検討してほしい。

#### (6) 全国スポーツ少年団競技別交流大会参加資格の見直しについて《資料 P. 38～40》

全国スポーツ少年団競技別交流大会におけるチーム編成については、交流大会であるという主旨を踏まえ、同一の単位スポーツ少年団所属であることを原則としているが、少子化の影響等もあり、今までの条件では参加することが困難になる場合も見られるようになってきていることから、より多くの団員に大会参加の機会を与えることを目的として参加資格を見直す方向性であることを報告。

平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議及び本常任委員会でのご意見を踏まえた上で主催競技団体とも調整を行い、所管部会で改めて協議した後、2019 年度 6 月開催の第 1 回委員総会にて審議することとした。

##### <主な意見>

- ・ 河 野 委 員 : 全国大会のためには都道府県やブロックの予選が開催されると思うが、(大阪府) 予選に出場できたチームが全国大会で人数が足りないということは考えられるのか。
- ・ 事 務 局 : 予選を行わず地区の持ち回りで全国大会に出場するチームを選出する場合もあり、地区や競技によっては必要人数が揃わないことも考えられる。そのような場合に、人数が揃わないことが理由で大会に参加できないということを避けるための提案である。

#### (7) 日本スポーツ少年団「第 10 次育成 6 か年計画」の進捗状況(2 年次)について《別添》

標記計画の第 2 年次となる平成 30 年度の主な取組みを以下のとおり報告。

##### 【1. 組織の整備強化】

###### ・登録システムの活用

2020 年からの指導者に関わる規程等の改定に合わせた登録システムの改修を見据え、「スポーツ少年団新登録システム検討ワーキンググループ」を立ち上げた。

##### 【2. 指導者・リーダーの育成】

「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」の改定に伴い、「日本スポーツ少年団指導者制度」の改定やその養成方法、養成カリキュラムについて検討した。

##### 【3. 活動の充実】

- ・団員の加入と活動継続の促進

中高生の活動継続の促進を目指し、中高生が登録する単位団にアンケートを行い、どのような形で活動を継続しているのかを明らかにし、中高生の多様なスポーツニーズの受け皿として単位団が貢献することができる条件を検討した。

- ・国内交流活動の充実

競技別交流大会の充実のために、少子化によりチーム編成が困難となっている状況を踏まえ、参加しやすい柔軟な対応を第一義に大会の趣旨を逸脱しない条件について検討した。

- ・活動プログラムの研究・活用

運動適性テストについては、昨年度同様、ワーキンググループにおいて検討した新しい運動適性テストの内容に基づき評価表作成のため、全国のスポーツ少年団にテスト結果のデータ提供依頼を行った。2019 年度も引き続きデータ提供を依頼する。

#### 【4. スポーツ少年団の理念の普及・実践とオリンピックムーブメントの推進】

- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会関連活動の実施

昨年 12 月に来日したドイツスポーツユエグントの役員と 2020 年のユースキャンプに関する今後の取り組みについて協議した。

#### (8) 平成 30 年度日本スポーツ少年団ブロック会議の終了について《資料 P. 41～56》

各ブロックとも開催主管県の協力により予定通り終了した旨を報告。

##### <主な意見>

- ・武田委員：過去のブロック会議において、日独スポーツ少年団同時交流の参加者の（鹿児島県）金銭的負担の軽減を要望しており、平成 29 年度のブロック会議では、25 万円の参加料は渡航費相当であり減額できないため、事前研修会の実施形態の見直し等により、それ以外の部分での負担軽減を検討していく旨の回答があった。県として補助金は出しているものの、派遣に参加した団員が成長した姿をみると、負担を軽減してより多くの団員を派遣してあげたいと思う。

事前研修会の開催形態について担当部会で検討されているのか。

- ・事務局：事前研修会の実施形態に関するこれまでのご意見は、担当部会で共有しているが、具体的な検討には至っていない。現状のプログラム内容が適当であるか、質を落とさずに実施できる別の方法があるか引き続き検討したい。また、日程や会場についても引き続き検討する。

上記報告事項について、いずれも了承。

##### <その他>

- ・2019 年度日本スポーツ少年団常任委員会及び委員総会等の開催日程について《資料 P. 57》

第 1 回、第 2 回常任委員会及び第 1 回委員総会の日程について報告。

なお、第 3 回常任委員会以降の日程については、決定次第報告する。

- ・2019 年度第 1 回常任委員会…2019 年 4 月 18 日（木）14 時～（予定）



- ・ 2019 年度第 2 回常任委員会…2019 年 5 月 31 日（金）
- ・ 2019 年度第 1 回委員総会…2019 年 6 月 1 日（土）
  
- ・ 平成 30 年 7 月豪雨災害義援募金について《資料なし》  
昨年 11 月 30 日までに全国のスポーツ関係者から 2 千 6 百 36 万 4 千 4 百 8 円の義援金をご寄付いただき、12 月 21 日に本会泉副会長兼専務理事が日本赤十字社を訪問し、目録の贈呈を行うとともに、全額を寄付したことを報告。
  
- ・ 日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」への賛同について《資料なし》  
11 月 20 日に発表された日本ユニセフ協会「子どもの権利とスポーツの原則」へ、日本スポーツ協会として賛同したことを報告。

#### 〈役員改選〉

座長の選出については事務局に一任され、山梨県の佐藤委員が座長となり議事に入った。

- ・ 日本スポーツ少年団次期本部長、副本部長の推挙について《資料P. 59～62》  
昨年 6 月開催の第 2 回常任委員会および第 1 回委員総会において承認された「日本スポーツ少年団役員候補者選定委員会規則」に基づき、以下候補者が選定され、本委員総会で承認を得たことから次期本部長・副本部長として推挙することを決定。  
〈本部長〉泉正文（日本スポーツ協会副会長兼専務理事）  
〈副本部長〉東日本：森島堅二（栃木県スポーツ少年団本部長）  
西日本：大西真知子（徳島県スポーツ少年団本部長）  
学識経験者（女性）：萩原美樹子

以上、14 時 37 分終了。